

昭和四十八年法律第三十一号
消費生活用製品安全法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第一節 特定製品
第二章 基準並びに販売及び表示の制限（第三条—第五条）	第二節 事業の届出等（第六条—第十五条）
第三章 檜査機関の登録（第十六条—第十九条）	第三節 檜査機関の登録（第十六条—第十九条）
第四章 国内登録検査機関（第二十条—第二十九条）	第四節 国内登録検査機関（第二十条—第二十九条）
第五章 外国登録検査機関（第三十条—第三十一条）	第五節 外国登録検査機関（第三十条—第三十一条）
第六章 危害防止命令（第三十二条）	第六節 危害防止命令（第三十二条）
第七章 第二章の二 特定保守製品等	第一節 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等（第三十二条の二十一—第三十二条の二十二）
第八章 第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備（第三十二条の十八—第三十二条の二十）	第二節 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備（第三十二条の十八—第三十二条の二十）
第九章 第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供（第三十二条の二十一—第三十二条の二十二）	第三節 経年劣化に関する情報の収集及び提供（第三十二条の二十一—第三十二条の二十二）
第十章 第一章 製品事故等に関する措置（第三十五条）	第四章 第一節 情報の収集及び提供の責務（第三十一条—第三十七条）
第十一章 第二節 重大製品事故の報告等（第三十五条）	第五章 第一節 重大製品事故等の報告等（第三十五条）
第十二章 第二節 危害の発生及び拡大を防止するための措置（第三十八条—第三十九条）	第六章 第一節 重大製品事故等の報告等（第三十五条）
第十三章 第五章 罰則（第五十八条—第五十七条）	第七章 第一節 罰則（第五十八条—第五十七条）
附則 第一章 総則（目的）	附則 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、消費生活用製品による一般

消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図

るために、特定保守製品の適切な保守を促進し、

併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等

の措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護す

ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費生活用製品」と

は、主として一般消費者の生活の用に供される

製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

（定義）

第三条 この法律において「特定製品」とは、消費生

活用製品のうち、構造、材質、使用状況等から

みて一般消費者の生命又は身体に対する特に危

害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政

令で定めるものをいう。

この法律において「特別特定製品」とは、そ

の製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般

消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防

止するため必要な品質の確保が十分でない者が

いると認められる特定製品で政令で定めるもの

をいう。

この法律において「特定保守製品」とは、消

費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ず

る劣化（以下「経年劣化」という。）により安

全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に

対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと

認められる製品であつて、使用状況等からみて

その適切な保守を促進することが適當なものと

して政令で定めるものをいう。

この法律において「製品事故」とは、消費生

活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次の

いずれかに該当するものであつて、消費生活用

製品の欠陥によつて生じたものでないことが明

らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつ

て危害の発生及び拡大を防止することができる

と認められる事故として政令で定めるものを除

く。）をいう。

一般消費者の生命又は身体に対する危害が

発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事

故であつて、一般消費者の生命又は身体に対

する危害が発生するおそれのあるもの

である。

この法律において「重大製品事故」とは、製

品事故のうち、発生し、又は発生するおそれが

ある危害が重大であるものとして、当該危害の

内容又は事故の態様に關し政令で定める要件に

該当するものをいう。

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

（基準）

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省

令で、一般消费者的命又は身体に対する危害

の発生を防止するため必要な技術上の基準を定

めなければならない。

この場合において、当該

特定製品について、政令で定める他の法律の規

定に基づき一般消费者的命又は身体に対する

危害の発生を防止するため必要な技術上の基準を定

めなければならない。

この場合において、当該

特定製品の型式の区分

（定義）

二 主務省令で定める特定製品の型式の区分

三 当該特定製品を製造する工場又は事業場の

名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行

う者にあつては、当該特定製品の製造事業者

の氏名又は名称及び住所）

四 当該特定製品の欠陥により一般消费者的生

命又は身体について損害が生じ、その被害者

は、その代表者の氏名

（定義）

二 主務省令で定める特定製品の型式の区分

三 試験用に製造し、又は輸入するところによ

り、その製造又は輸入に係る前項の特定製品

2 この法律において「特定製品」とは、消費生

活用製品のうち、構造、材質、使用状況等から

みて一般消费者的命又は身体に対する特に危

害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政

令で定めるものをいう。

この法律において「特別特定製品」とは、そ

の製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般

消费者的命又は身体に対する危害の発生を防

止するため必要な品質の確保が十分でない者が

いると認められる特定製品で政令で定めるもの

をいう。

この法律において「特定保守製品」とは、消

費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ず

る劣化（以下「経年劣化」という。）により安

全上支障が生じ、一般消费者的命又は身体に

対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと

認められる製品であつて、使用状況等からみて

その適切な保守を促進することが適當なものと

して政令で定めるものをいう。

この法律において「製品事故」とは、消費生

活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次の

いずれかに該当するものであつて、消費生活用

製品の欠陥によつて生じたものでないことが明

らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつ

て危害の発生及び拡大を防止することができる

と認められる事故として政令で定めるものを除

く。）をいう。

一般消费者的命又は身体に対する危害が

発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事

故であつて、一般消费者的命又は身体に対

する危害が発生するおそれのあるもの

である。

この法律において「重大製品事故」とは、製

品事故のうち、発生し、又は発生するおそれが

ある危害が重大であるものとして、当該危害の

内容又は事故の態様に關し政令で定める要件に

該当するものをいう。

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

（基準）

三 試験用に製造し、又は輸入するところによ

り、その製造又は輸入に係る前項の特定製品

2 この法律において「特定製品」とは、消費生

活用製品のうち、構造、材質、使用状況等から

みて一般消费者的命又は身体に対する特に危

害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政

令で定めるものをいう。

この法律において「特別特定製品」とは、そ

の製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般

消费者的命又は身体に対する危害の発生を防

止するため必要な品質の確保が十分でない者が

いると認められる特定製品で政令で定めるもの

をいう。

この法律において「特定保守製品」とは、消

費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ず

る劣化（以下「経年劣化」という。）により安

全上支障が生じ、一般消费者的命又は身体に

対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと

認められる製品であつて、使用状況等からみて

その適切な保守を促進することが適當なものと

して政令で定めるものをいう。

この法律において「製品事故」とは、消費生

活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次の

いずれかに該当するものであつて、消費生活用

製品の欠陥によつて生じたものでないことが明

らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつ

て危害の発生及び拡大を防止することができる

と認められる事故として政令で定めるものを除

く。）をいう。

一般消费者的命又は身体に対する危害が

発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事

故であつて、一般消费者的命又は身体に対

する危害が発生するおそれのあるもの

である。

この法律において「重大製品事故」とは、製

品事故のうち、発生し、又は発生するおそれが

ある危害が重大であるものとして、当該危害の

内容又は事故の態様に關し政令で定める要件に

該当するものをいう。

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

（基準）

三 試験用に製造し、又は輸入するところによ

り、その製造又は輸入に係る前項の特定製品

2 この法律において「特定製品」とは、消費生

活用製品のうち、構造、材質、使用状況等から

みて一般消费者的命又は身体に対する特に危

害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政

令で定めるものをいう。

この法律において「特別特定製品」とは、そ

の製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般

消费者的命又は身体に対する危害の発生を防

止するため必要な品質の確保が十分でない者が

いると認められる特定製品で政令で定めるもの

をいう。

この法律において「特定保守製品」とは、消

費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ず

る劣化（以下「経年劣化」という。）により安

全上支障が生じ、一般消费者的命又は身体に

対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと

認められる製品であつて、使用状況等からみて

その適切な保守を促進することが適當なものと

して政令で定めるものをいう。

この法律において「製品事故」とは、消費生

活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次の

いずれかに該当するものであつて、消費生活用

製品の欠陥によつて生じたものでないことが明

らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつ

て危害の発生及び拡大を防止することができる

と認められる事故として政令で定めるものを除

く。）をいう。

一般消费者的命又は身体に対する危害が

発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事

故であつて、一般消费者的命又は身体に対

する危害が発生するおそれのあるもの

である。

この法律において「重大製品事故」とは、製

品事故のうち、発生し、又は発生するおそれが

ある危害が重大であるものとして、当該危害の

内容又は事故の態様に關し政令で定める要件に

該当するものをいう。

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

（基準）

三 試験用に製造し、又は輸入するところによ

り、その製造又は輸入に係る前項の特定製品

2 この法律において「特定製品」とは、消費生

活用製品のうち、構造、材質、使用状況等から

みて一般消费者的命又は身体に対する特に危

害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政

令で定めるものをいう。

この法律において「特別特定製品」とは、そ

の製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般

消费者的命又は身体に対する危害の発生を防

止するため必要な品質の確保が十分でない者が

いると認められる特定製品で政令で定めるもの

をいう。

この法律において「特定保守製品」とは、消</

を定め、適合性検査の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするとときも、同様とする。

業務規程には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(業務の休廃止の届出)

第二十二十三条 国内登録検査機関は、適合性検査の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十四条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ)を作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十一条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げた請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は譲写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は譲写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他的情報通信の技術を利用する方法をいふ。)の利用によるものにより、第三十二条の十二第二項において同じ。)であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十五条 主務大臣は、国内登録検査機関が第十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。

たと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(改善命令)

第二十六条 主務大臣は、国内登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十七条 主務大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。(登録の取消し等)

一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十八条 国内登録検査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、適合性検査に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(主務大臣による適合性検査業務実施等)

第二十九条 主務大臣は、第十二条第一項の登録を受ける者がいないとき、第二十三条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十七条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めると認められると認められたとき。

五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。

六 主務大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認め、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 主務大臣が必要があると認めて外国登録検査機関に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

3 主務大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、主務省令で定める。

第五節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

第三十条 第十二条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

第三十一条 主務大臣は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十五条及び第二十六条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。(登録の取消し等)

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 機構は、前項の指示に従つて第三項に規定する検査を行つたときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

第六節 危害防止命令

第三十三条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行つた者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

第二章の二 特定保守製品等

第一节 特定保守製品の点検その他の保

八 主務大臣が必要があると認めてその職員に報告がされたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めることの限る。)は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査を行わせることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により機構に検査を行わせる場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5 機構は、前項の指示に従つて第三項に規定する検査を行つたときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

第六節 危害防止命令

第三十四条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合には、機構に対し、当該危険の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行つた者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

第二章の二 特定保守製品等

第一节 特定保守製品の点検その他の保

(事業の届出)

第三十二条の二 特定保守製品の製造又は輸入の事業を行ふ者 (以下「特定製造事業者等」とい

う。)は、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主務省令で定める特定保守製品の区分及び主務省令で定める特定保守製品の型式の区分

三 当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(特定保守製品の輸入の事業を行なう者にあつては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

四 第七条から第九条までの規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。

(点検期間等の設定)

第三十二条の三 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、主務省令で定める基準に従つて、次の事項を定めなければならぬ。ただし、輸出用の特定保守製品については、この限りでない。

一 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的に行なうべき期間(以下「点検期間」といいう。)

二 設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検(以下この節において単に「点検」といいう。)を行うべき期間(以下「点検期間」といいう。)

(製品への表示等)

第三十二条の四 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に次の事項を表示しなければならない。

一 特定製造事業者等の氏名又は名称及び住所たための連絡先

六 特定保守製品を特定するに足りる事項として主務省令で定める事項

五 点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先

2

一 設計標準使用期間の算定の根拠

二 点検を行う事業所の配置その他の特定保守製品の点検を実施する体制の整備に関する事項

三 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有期間

四 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し主務省令で定める事項

五 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に、当該特定保守製品の所有者(所有者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)がその氏名又は名称及び住所、当該特定保守製品の所在場所並びに当該特定保守製品を特定するに足りる事項(以下「所有者情報」という。)を当該特定製造事業者等に提供するための書面(以下「所有者票」という。)を添付しなければならない。

6 前各項の規定は、特定製造事業者等が輸出用の特定保守製品を販売する場合には、適用しない。いなければならぬ。

(引渡時の説明等)

第三十二条の五 特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者(特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得しようとする者及び主務省令で定める者を除く。)は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合は、この限りでない。

2 前項の所有者情報に変更を生じたときも、同項と同様とする。

3 特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者票を送付する等の方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。

(所有者情報の利用目的等の公表)

第三十二条の九 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品(その者が、他の特定製造事業者等からその特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けた者又は他の特定製造事業者等について相続、合併若しくは分割(その特定保守製品に係る事業の全部を承継するものに限る。以下この条及び第三十二条の十一第二項において同じ。)があつた場合における相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選

三 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し主務省令で定める事項

2 特定保守製品取引事業者は、前項の規定により説明するに当たつては、特定保守製品に所有者票が添付されているときは、その旨を併せて説明しなければならない。

(勧告及び公表)

第三十二条の六 主務大臣は、特定保守製品取引事業者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定保守製品取引事業者に対し、同条の規定により説明を行うべきことを勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(関連事業者の責務)

第三十二条の七 特定保守製品に関する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他の特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対する、第三十二条の第五項各号の事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

(所有者情報の提供)

第三十二条の八 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対し、所有者票の送付その他の方法により、所有者情報を提供するものとする。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合は、この限りでない。

2 前項の所有者情報に変更を生じたときも、同項と同様とする。

3 特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者票を送付する等の方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。

(所有者名簿等)

第三十二条の十一 特定製造事業者等は、第三十二条の八第一項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を提供した者について名簿(以下「所有者名簿」といいう。)を作成し、これに所有者情報を記載し、又は記録しなければならない。

2 特定製造事業者等は、第三十二条の八第二項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の変更について提供を受けたときは、速やかに、所有者名簿(その者が特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて取得した所有者が特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割をした者)に、所有者名簿を含む。次項及び次条第三項において同じ。における当該所有者情報の記載又は記録を変更しなければならない。

3 特定製造事業者等は、所有者名簿に所有者情報が記載され、又は記録された者(以下この項及び次条において「名簿記載者」という。)に

定したときは、その者、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人(次項において「承継人」という。)であるときは、その事業の全部を譲り渡した法人若しくは分割をした法人の製造又は輸入に係る特定保守製品を含む。合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の製造又は輸入に係る特定保守製品を含む。

2 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有期間

3 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有期間

4 その他特定保守製品の点検その他の保守に

5 関し主務省令で定める事項

6 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に、当該特定保守製品の所有者(所有者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)がその氏名又は名称及び住所、当該特定保守製品の所在場所並びに当該特定保守製品を特定するに足りる事項(以下「所有者情報」という。)を当該特定製造事業者等に提供するための書面(以下「所有者票」という。)を添付しなければならない。

7 前各項の規定は、第三十二条の九第一項各号の事項その他の主務省令で定める事項が記載されていなければならぬ。

(引渡時の説明等)

第三十二条の九 特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者(特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得しようとする者及び主務省令で定める者を除く。)は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。

2 前項の所有者情報に変更を生じたときも、同項と同様とする。

3 特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者票を送付する等の方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。

(所有者名簿等)

第三十二条の十一 特定製造事業者等は、第三十二条の八第一項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を提供した者について名簿(以下「所有者名簿」といいう。)を作成し、これに所有者情報を記載し、又は記録しなければならない。

2 特定製造事業者等は、第三十二条の八第二項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の変更について提供を受けたときは、速やかに、所有者名簿(その者が特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて取得した所有者が特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割をした者)に、所有者名簿を含む。次項及び次条第三項において同じ。における当該所有者情報の記載又は記録を変更しなければならない。

3 特定製造事業者等は、所有者名簿に所有者情報が記載され、又は記録された者(以下この項及び次条において「名簿記載者」という。)に

係る特定保守製品の点検期間が経過するまでの間、当該名簿記載者に係る所有者情報を保管しなければならない。

(点検その他の保守に関する事項の通知)

第三十二条の十二 特定製造事業者等は、名簿記載者に対して、正当な理由がある場合を除き、当該名簿記載者に係る特定保守製品の点検期間の始期の到来前における主務省令で定める期間内に、書面をもつて、当該特定保守製品について、点検を行うことが必要である旨その他主務省令で定める事項(第四項において「点検通知事項」という。)の通知を発しなければならない。

2 特定製造事業者等は、前項の書面による通知の発出に代えて、主務省令で定めるところにより、名簿記載者の承諾を得て、電磁的方法であつて、主務省令で定めるものにより通知を発することができます。

3 前二項の名簿記載者に対する通知は、所有者名簿に記載され、又は記録されたその者の住所に、その者が別に通知を受けける場所又は連絡先を当該特定製造事業者等に通知したときは、その場所又は連絡先において発すれば足りる。

4 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に関し、名簿記載者に対しても、その者が別に通知を受けける場所又は連絡先を当該特定製造事業者等に通知したときは、その場所又は連絡先において発すれば足りる。

(所有者情報の管理)

第三十二条の十三 特定製造事業者等は、第三十一条の九第一項から第三項までの規定により公表した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を取り扱つてはならない。ただし、本人の同意がある場合、第三十九条第一項の規定による命令を受けた場合その他正当な理由がありでない。

2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他所有者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(特定保守製品の所有者等の責務)

第三十二条の十四 特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品について、経年劣化に起因する

事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めるものとする。

2 特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めなければならない。

(点検実施義務)

第三十二条の十五 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、その点検期間及びその始期の到来前における主務省令で定める期間において、点検の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、第

三十二条の二第一項第二号の型式ごとに主務省令で定める基準に従い、当該特定保守製品の点検を行わなければならぬ。

(改善命令)

第三十二条の十六 主務大臣は、特定製造事業者等が第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第四項まで、第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十条の十一まで、第三十二条の十二第二項、第三十

二条の十三又は前条の規定に違反していると認めたときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(主務大臣による公表)

第三十二条の十七 主務大臣は、特定製造事業者等がその事業の全部を廃止したことその他の事情により特定保守製品の点検の実施に支障が生じているときは、当該特定保守製品について、点検を行う技術的能力を有する事業者に関する情報を収集し、これを公表しなければならない。

第三十二条の十八 主務大臣は、特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

(特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項)

等による特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十二条の十九 特定製造事業者等は、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。

(勧告及び命令)

第三十二条の二十 主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備が第三十二条の十八第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該体制の整備に関し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十二条の二十一 主務大臣は、特定保守製品の点検の料金の設定及び公表その他の特定保守製品の点検の実効の確保に関する事項

二 特定保守製品の点検に必要な手引の作成及び管理に関する事項

三 特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有に関する事項

四 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の一般消費者に対する提供に関する事項

五 その他特定保守製品の点検その他の保守に関し必要な事項

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定保守製品に係る技術水準、点検その他の保守の体制の整備の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(特定製造事業者等による点検その他の保守の体制の整備)

第三十二条の二十二 特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、前条第一項の規定により公表された特定保守製品等の経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品又は材料の選択及び第三十四条において同じ。の事業を行う工夫、経年劣化に関する情報の製品への表示又はその改善等を行うことにより、当該特定保守製品等の経年劣化に関する情報を公表することができる。

(事業者の責務)

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を行わせることがある。

第三十二条の二十三 特定保守製品等の製造、輸入又は小売販売(以下この項において同じ。)の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る特定保守製品等の経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

2 特定保守製品等の製造、輸入又は小売販売(一般消費者に対する販売をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。)の事業を行う者又はその改善等を行うことにより、当該特定保守製品等の経年劣化による危険の発生を防止するよう努めなければならない。

第三十二条の二十四 内閣総理大臣及び主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集及び提供の責務

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供の責務

2 内閣総理大臣及び主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

第三十三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

第三十四条 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を

3 国(前二項の規定に基づく内閣総理大臣又は主務大臣の権限に属する事務を第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事又は市長が行うこととされている場合にあつては、都道府県又は市)は、前二項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

4 前項の規定により補償すべき損失は、第一項又は第二項の規定による命令により通常生ずべき損失とする。

(機構に対する命令)

第四十三条 主務大臣は、第三十一条第三項に規定する検査又は第四十一条第五項若しくは第七項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(承認の条件)

第四十四条 第四条第二項第二号又は第十一一条第一項第二号の承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第四十五条 第二十九条第一項の規定により主務大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、主務大臣の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては、国庫の、機構の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては機構の収入とする。

(公示)

第四十六条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二条第一項の登録をしたとき。

二 第十五条の規定により表示を付することを禁止したとき。

三 第二十二条(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

四 第二十三条(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

五 第二十七条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。
六 第二十九条第一項の規定により主務大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

七 第二十九条第二項の規定により主務大臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないことをするとき。

八 第三十一条第一項の規定により登録を取り消したとき。

(消費経済審議会への諮問等)

第四十七条 主務大臣は、第二条第二項から第四項までの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

九 主務大臣は、第三十九条第一項の規定による命令をした場合は、三週間以内に、その旨を公開により行わなければならない。

十 前項の聽聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により当該处分に係る利害関係人が当該聽聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(機構の処分等に係る審査請求)

第四十九条 機構が行う適合性検査に係る処分又はその不作為について不服がある者は、主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、主務大臣は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、機構の上級行政庁とみなす。

(審査請求の手続における意見の聴取)

第五十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する

審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

3 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

(適合性検査についての申請及び主務大臣の命令)

第五十一条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特別特定製品について、国内登録検査機関が適合性検査を行わない場合又は国内登録検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、主務大臣に対し、国内登録検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る国内登録検査機関が第二十六条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、第二十六条の規定による命令をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の場合において、第二十六条の規定による命令をし、又は命令をしないこととの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第二十六条の規定」とあるのは「第三十条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条第二項の規定」と、同項及び前項中「第二十六条」とあるのは「第三十条第二項において準用する第二十六条」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(内閣総理大臣等に対する申出)

第五十二条 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するためには必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるとときは、前章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関する事項については内閣総理大臣に、その他の事項については主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

(経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による技術基準の決定に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

二 第四十七条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

三 第四条第二項(第三号を除く。)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理に関する事項、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録に関する事項、第三十二条の規定による命令、第三十三条の規定による情報の収集、前章第二節の規定による重大製品事故の報告等に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項並びに第五十一条第一項の申請の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

四 第二章の二第一節の規定による特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等に関する事項、同章第二節の規定による特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備に関する事項並びに同章第三節の規定による経年劣化に関する情報の収集及び提供に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造若しくは輸入の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

五 第四十一条第一項及び第二項の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項並びに第五十

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 二 第十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者
- 三 第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者
- 四 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 六 第三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 七 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 八 第四十一条第一項から第三項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 九 第四十二条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第五十八条第二号又は第四号 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十八条第一号、第三号若しくは第五号又は前条 各本条の罰金刑

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第二項、第八条又は第九条（これらの規定を第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべし事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第六十二条 第四十三条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 **抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第八十九条第一項、第九十五条第一項第二号、附則第七条及び附則第十条の規定 公布の日

二 第三章、第八十八条第二項、第一百条から第三百三条まで、次条から附則第六条まで、附則第八条及び附則第九条の規定 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日

附 則 **(昭和五八年五月二十五日法律第五二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第一項、第九条又は第十条の規定により前の例によることとされる場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 **(昭和六〇年一二月一四日法律第一〇二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 から五まで 略

六 第十条の規定(消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く。附則第三条において同じ。)公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

七 第十条中消費生活用製品安全法別表の改正規定、第二十一条の規定(電波法第三十七条)

の改正規定を除く。)及び第二十六条の規定による改正後の消費生活用製品安全法第二条第三項の政令の制定の立案をしようとするときは第十条の規定による改正前の消費生活用製品安全法第八十九条第一項の規定の例による。

附 則 (昭和六一年五月二〇日法律第五号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条第一項、第二項及び第九項並びに附則第三条第一項、第二項及び第五項、第四条並びに第五条第一項、第二項及び第五項の規定

二 定 公布の日

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 製品安全協会(以下この条において「協会」という。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けるものとする。

前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

協会は、第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法第三十九条第一項又は第三項の規定により政府が協会に出资した額に相当する金額を、施行日において、国庫に納付しなければならない。

政府以外の出資者は、協会に対し、施行日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

協会は、前項の規定による請求があつたときは、第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法(以下この条において「新法」という。)第四十条第一項の規定にかわらず、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

協会は、第三項の規定により国庫に納付した金額及び前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

この法律の施行前に政府以外の者が協会に対し出した出資は、新法第六十八条第一項の基金として

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法(以下「新消費生活用製品安全法」という。)第十二条第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第一条の規定の施行においても、その申請を行うことができる。(新消費生活用製品安全法第二十二条第一項による改正前の消費生活用製品安全法(以下「旧消費生活用製品安全法」という。)第四条第一項第一号の指定を受けている者は、第一条の規定の施行の日から起算して六ヶ月を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十二条第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。
第三条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定において準用する場合を含む。の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十三条の四第一項の型式の承認の申請であつて、第一条の規定の施行の際、合格若しくは不合格の処分がされていないもの又は同条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の型式の承認の申請であつて、第一条の規定の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十四条の二第一項（旧消費生活用製品安全法第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の試験の申請であつて、第一条の規定の施行の際、合格又は不合格の判定がされていないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

3 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十四条の二第一項の試験について合格とされた者が第一条の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添えてする旧消費生活用製品安全法第三十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の規定の例による型式の承認の申請又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた試験の申請をした者であつて当該試験に合格とされたものがその合格とされた日から十日以内にその試験に合格したこととを証する書面を添えてする旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第一項の規定の例による型式の承認の申請についての処分については、なお従前の例による。

第二条第三項の第一種特定製品であつて新消費生活用製品安全法第二条第三項の特別特定製品であるもの（以下「移行特別特定製品」といふ。）については、第一条の規定にかかわらず、なまら起算して移行特別特定製品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第六条第一項及び第五条の規定にかかる。従前の例による。

第六条 第一条の規定の施行の際現に移行特定製品の型式について旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項の承認を受け若しくはその申請をしている者（附則第四条第三項の承認の申請（旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第二項の型式の承認の申請を除く。）をしてる者を含む。）又は移行特定製品の型式について旧消費生活用製品安全法第三十二条の六第一項の規定による届出をしている者は、当該承認若しくは申請又は届出に係る型式の移行特定製品について新消費生活用製品安全法第六条の規定による届出をしたものとみなす。

第七条 第一条の規定の施行の際現に移行特別特定製品について旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項の型式の承認を受けている者（附則第四条第一項若しくは第三項の規定によりなまら従前の例によることとされた型式の承認の申請（旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第二項の型式の承認の申請を除く。）について承認を受けた者を含む。）は、その承認に係る型式の移行特別特定製品を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧消費生活用製品安全法第二十五条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十二条第一項の規定による義務を履行したものとなす。

2 第一条の規定の施行の際現に受けている旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第一項の規定による型式の承認（附則第四条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によるとされて受けた型式の承認（旧消費生活用製品安全法第三十二条の二の外国登録製造事業者によるものに限る。）を含む。）に係る移行特別特定製品の販売又は表示については、第一条の規定の施行の日から起算して当該移行特別特定製品ごとに五年を超える日又は当該承認の日から旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第二項において準

用する旧消費生活用製品安全法第二十五条第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、新消費生活用製品安全法第四条第一項及び第五条の規定にかかるらず、なお従前の例による。

第八条 主務大臣は、第一条の規定の施行前においても新消費生活用製品安全法第二条第三項の政令の制定のために消費経済審議会に諮問することができる。

第九条 旧消費生活用製品安全法の規定に基づき製品安全協会が行う検定等の事務又は指定検定機関の行う検定に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求については、なお従前の例による。

（財団法人への組織変更等）

第十条 製品安全協会について、旧消費生活用製品安全法の規定は、製品安全協会が解散により消滅する時（附則第十二条第一項の規定により組織を変更する場合にあっては、その組織の変更の時）までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧消費生活用製品安全法の規定中「通商産業省令」とあるのは「經濟産業省令」と、「通商産業大臣」とあるのは「經濟産業大臣」とする。

第十一條 製品安全協会の出資者は、製品安全協会に対し、第一条の規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 製品安全協会は、前項の規定による請求があつたときは、附則第十条の規定によりなお効力を有することとされている旧消費生活用製品安全法第四十条第一項の規定にかかるらず、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

3 製品安全協会は、前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

第十二条 製品安全協会は、前条第一項に規定する期間の経過した日の翌日から平成十三年三月三十一日までの間において、その組織を変更して民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される財団法人（以下單に「財団法人」という。）になることができる。

前項の規定により製品安全協会がその組織を変更して財団法人になるには、組織変更のため必要な款の変更をし、經濟産業大臣の認可を受けなければならない。

る法律第十条、第十二条、第十三条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条及び第五十六条の改正規定に限る。）、第一百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第一百六十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第一百七十四条（第一百七十八条、第一百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第一百八十七条（鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（第四条第三項）を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四项、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十七条、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第一百一条、第一百二条、第一百五条から第一百七条まで、第一百十二条、第一百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第一百十九条、第一百二十一条の二及び第一百一十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關するもの)
は、政令で定める。

二 略
附則第十七條の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれ、日

よることとされる場合におけるこの法律の施行後にしてた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 （平成二十三年二月一四日法律第 一一二号）抄	
第一條	この法律は、公布の日から起算して二日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。
一 附則第六条 第八条 第九条及び第十三条の規定	公布の日
附 則 （平成二五年一月二七日法律第 八四号）抄	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第一百二条の規定は、公布の日から施行する。
（处分等の効力）	
第一百条	この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則により別段の定めがあるものを除き、改正後のそれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）
第一百一条	この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）
第一百二条	この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則 （平成二五年一二月一三日法律第 一〇三号）抄	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して六日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

附則（平成二六年六月一三日法律第六〇号）抄

（施行期日）	附 則	（平成二十六年六月一三日法律第六 九号）抄
第六条	この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。	（経過措置の原則）
第五条	行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。	（訴訟に関する経過措置）
第六条	この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にはあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。	
2	この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。	
3	不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）	
第九条	この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に	

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則	
(施行期日)	六号抄
第一条	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一及び二 略
三	第二条の規定、第三条中と畜場法第二十条の改正規定並びに第四条中食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十七条第一項第四号、第三十九条第二項及び第四十条の改正規定並びに附則第八条、第十五条から第二十一条まで及び第二十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
附 則	(令和四年六月一七日法律第六八号)抄
(施行期日)	一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第五百九条の規定 公布の日
別表	(第二条関係)
一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	第二条第一項の規定の適用を受ける船舶
二 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)	第四条第一項に規定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十八条第二項に規定する洗浄剤
三 消防法(昭和二十三年法律第一百八十六号)	第二十二条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び第二十二条の二に規定する自主表示対象機械器具等
四	毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号) 第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物

- 五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両
- 六 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条に規定する容器
- 七 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第二条第二項に規定する彌銃等
- 八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第一百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める他の法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの